

## 調査項目標準化専門部会の設置について（案）

2006年（平成18年）10月19日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定

- 1 統計調査の調査項目に関する標準化について、専門的な検討、連絡調整等を行うため、「統計調査等業務最適化推進協議会の運営について」（2006年（平成18年）4月24日統計調査等業務最適化推進協議会決定）に基づき、統計調査等業務最適化推進協議会に調査項目標準化専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。
- 2 専門部会は、次に掲げる事項に係る専門的な検討、連絡調整等を行う。
  - (1) 指定統計調査の調査項目に係る定義の整理、分類及び標準化に関すること。
  - (2) 調査項目標準化データベースにおける調査項目に係る定義情報の設定に関すること。
  - (3) その他統計調査の調査項目に関する標準化に関すること。
- 3 専門部会の構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要に応じ関係職員、学識経験者、民間有識者等を出席させることができる。

主 査 総務省統計局統計情報システム課企画官  
部会員 総務省政策統括官付統計審査官付調査官  
指定統計調査を所管する機関の職員（室長相当職又は課長補佐相当職）  
統計調査に関する学識経験者
- 4 専門部会の庶務は、総務省統計局統計情報システム課において処理する。